

令和3年12月
中小企業庁

1. 検討の趣旨

中小企業倒産防止共済制度については、その「基本的事項」を収支状況、利用状況の推移及び予想等を基礎として少なくとも5年ごとに検討することとされている。前回の見直しが平成28年度（平成29年3月1日 第8回共済小委員会（検討結果報告））に行われているため、今般、検討を開始する。

（参考）中小企業倒産防止共済法（昭和52年法律第84号）

第二十三条 掛金の額、共済金の貸付額その他中小企業倒産防止共済制度に関する基本的事項は、少なくとも五年ごとに、中小企業倒産防止共済事業の収支状況及び利用状況の推移及び予想等を基礎として検討するものとする。

2. 主な論点

（1）基本的事項の見直しの必要性について

・これまで慣例的に、以下の項目等について見直しの有無を検討。

- ①共済金の貸付限度額、掛金納付制限額、掛金月額
- ②共済事由
- ③共済貸付金の10分の1の権利消滅
- ④共済貸付金の償還期間
- ⑤一時貸付金
- ⑥早期償還手当金

（2）その他

・制度運営に必要な事項等

3. 当面の検討スケジュール

見直しの検討を行うにあたり、専門的、技術的な観点からの議論を深めるため、専門家による検討の場を設置する。なお、検討の成果については、共済小委員会に報告する。

令和4年 1月中	第1回研究会
4年 2月頃	第2回研究会
4年 3月頃	第19回共済小委員会（報告）

※検討の進捗状況等により、研究会開催回数及び報告時期が変更となる可能性あり。

以上